



保育士修学資金貸付契約書

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会 会長 佐藤 博身(以下「甲」という。))と
(以下「乙」という。))、乙の連帯保証人 (以下「丙」という。))は、保育士修学資金貸付
制度実施要綱(以下「実施要綱」という。))に基づく保育士修学資金の貸付について、次のとおり
契約を締結します。

第1条 甲は乙に対し、保育士修学資金を貸付し、乙はこれを借受けます。

第2条 貸付金の種類、貸付額、貸付期間は次のとおりとします。

- 1. 修学資金 金 _____ 円
内訳： 月額 _____ 円 × _____ ヶ月
- 2. 入学準備金 金 _____ 円 (修学資金初回振込み時)
- 3. 就職準備金 金 _____ 円 (修学資金最終回振込み時)
- 4. 貸付期間 令和 _____ 年 _____ 月から令和 _____ 年 _____ 月迄

第3条 乙は、保育士修学資金の貸付を受け、返還免除の要件に該当しない場合は、実施要綱
に基づき、その債務を履行します。返還事由が生じた日の属する月の翌月から5年以内に
預金口座振替による均等払方式等で返還します。

第4条 利息は無利子とします。但し、正当な理由なく貸付金を返還しないときは、返還期日の
翌日から返還すべき額につき年3%の延滞利子を徴収するものとします。

第5条 連帯保証人丙は、本契約による乙の返還の債務について、乙と連帯して履行の責を
負うものとします。

第6条 授業料等減免制度の新規利用及び授業料等減免の金額変更が決定した場合は、
上記金額を変更するものとします。

第7条 本契約に定めのない事項が生じたとき、又は契約事項に疑義が生じたときは、甲乙丙
誠意をもって協議のうえ定めるものとします。

上記契約の成立を証するため、本契約書を三通作成し、甲乙丙は署名捺印のうえ、それぞれ
一通を保管します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

貸付者(甲) 秋田県秋田市旭北栄町1番5号
社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
会長 佐藤 博身

借受人(乙) 住所 _____
氏名 _____

連帯保証人(丙) 住所 _____
氏名 _____